



始



講

談

大日本中學會



國

家

(一)

國家

凡そ人として此世に生れ其身を處するに當り盡すべきの道數多あるも最重大にして且最も必要なるものは盡忠報國の道に如くものなかるべし盡忠報國の道は實に吾人が至誠を以て君上に奉じ至愛を以て國家に報ふるの本務なり而して人々が此道盡さんとせば先づ以て國家と自己との干係を知らざるべからず即ち國家は自己に對して如何なる地位に立ち自己は亦國家に對して如何なる地位に在るかを知り詳知することを要す蓋し斯くの如くにして後始て人々眞に最も重大の本務たる忠君愛國の至誠を煥發し得べし故に今予等は左に問題を掲げ以て國家の意義及國家と人々(人民をいふ)との干係を講授せんとす

國家なる語は同一の權力に服従し同一の法律(規則類をも包含す)を遵奉する人類の有機(有機)團結を意味すと云ふべきも尙ほ之を卑近に解釋せば國家は則ち國なり

と云ふとて不都合なかるべし而して茲に所謂國とは彼土地山川等を謂ふにあらず、亦人象氣類等を謂ふにもあらず、専ら同一の土地に集合する同類の人民臣民が一致共同して組織せる一大團結を云ふに外ならず又之を國家と稱するは吾々人臣を視て以て子女となし此子女を包含する國を視て以て一大家屋となすに由りてなり、故に國とは人の感覺上に現出する有形的の名目にして國家とは人の理想上より推定せる無形的の名目なりと知るべきなり

斯くの如く國家は即ち一の大なる家屋にして此所に生息する吾々人民は尙一家族中の子女の如きものなれば従て國家を統治せらるゝ君主は一の大なる家長にして恰も一家族中の父と同じ、抑も父は一家の長として家内の事細大となく之を統べ其下に屬する子女を愛撫し保護し生養して子女たるの道(本務)を完ふせしめ、子女は又其父の保護により愛撫によりて發達し生育を遂げ得るものなれば常に其道を全うせんことを務めざるべからざるは當然の本務なりと云はざるべからず、之と等しく吾々臣民は帝國開闢の始より君上の支配し給ふ國家の保護を受け、て安穩無事に其土に生存し各自の人生を完うして無窮の極に達することを得べ

きものなれば凡臣民たる者上下の道を正うして其本務を全うせざるべからず、然るに之れに反して一家の子女若し其家長(父)に對して子女たるの道を完うせざることあらんか一家忽ち錯綜紊亂して遂に子女も亦發達生育するを得ざるのみならず其身を安んずるの地なきに至るべし是と同じく吾人臣民若し國家に對して臣民本來の道を盡さざらんか一國亦忽ち紛擾錯亂して吾々臣民は其國家の保護を享くこと能はざるは勿論君父を亡失し妻子を離散するの悲境に沈淪して身を處するの餘地なきに至ることあらん夫れ苟も斯の如くにして吾人は能く何れの道によつてか幸福を得太平を謳歌することを得べきものならんや

予輩は前段に於て平易に國家の意義及國家と吾々人民との干係を略説したるを以て今や進みて國家を成立する所以を考へんに固吾々人類は他の動物と異なり全く單行孤立して此世に生存する能はざる故に、其生活をなすや必ず多數相集り相團結し互に相往來交通し相倚扶して社會に共存するものなり、然るに吾々人類は其共存の性質を枉げ本來の德性を棄てんか人は忽ち私慾なる邪道に傾きて勢力の優強なる者は弱劣なる者を凌駕し争鬭、強奪、侵害等の行爲至らざる所なく罪

惡を以て世を滿たし遂に獨り自ら存すること能はざるにも至らん而して其結果は之を小にしては一家を破り之を大にしては一國を亡ぼし窮極する所なきに至らんとす之を太古の事蹟に徴するに往昔野蠻蒙昧の時代に在りては道末だ明かならず人々殺伐の氣烈しく悍猛の行多く優强者は亂暴橫行を極め以て弱者を抑壓せり此時代にあつては弱者は雨露を凌がん爲め家屋を構造せんとするも能はず寒暑を凌がん爲めに衣服を調へんとするも尙能はざる有様なりき勿論此弊や世の開明進化と共に人智進むにつれて漸次退步せりと雖も實に吾々人類をして聖人君子と化せしめ人倫道德の要義を究めしむるに至らしめざる以上は未だ以て完く其蹟を絶たんと望む可からずかゝれば則ち猶弱者は優強なる他人の來りて侵すとありて其勢力能く之に抵抗し且之を防遏するに足ると能はずんば畢竟するに其弱者は常に優强者の犠牲たらざるべからず豈斯の如くにして能く一家治らんや一郷治らんや然るを況んや國家に於てをや而して其能く之を保護統轄するの道を講せんか特優者の出で、弱者を保護して人道を明にし其存の道を立つるに外なかるべし茲に於てや國家なるものゝ成立を要するとあり

故に國家は實に最も至大にして且最も公明なる正道の上に共存の道を全うせん爲め一致統御せらるべき土地及人民の團結に因りて成立するものなり國家既に吾々臣民を保護するにあるを以て其統御の道を完うする爲めには亦自ら之に準すべき諸般の正當なる行爲を要し吾々臣民は又此國の保護を受くるが爲めには自ら其國家に對して盡さるべからざるの道義本務を存す是れ則ち一方に之を統御すべきの道あれば他の一方に於ても亦之に任すべきの本務なかるべからずと云ふの義に外ならざるなり而して此權(正道能本務)を稱して國家の公道とふ更に國家は何故に此公道なる無限の正道を有し且之を行はざるべからざるかと云ふに他なし抑吾々人民は權義の上に於て我國家君父親等の關係を除きたる外は平等なるを以て若し他より自己を侵害せんとするときは自己は之れを防護し自己若し他人を侵害せば他人は之れを防護するの正道ありと雖も此より以外に苟も吾人を制禦鎮壓して共存保持の道を全うせしむるものなかりせば世は常に一個人と一個人との爭論場となり遂には衆人と衆人との爭鬭を惹起し紛擾の修羅場となり畢らん是れ則ち國家に公道なる正道有りて一統の下に各個人の爭鬭

を止め細大となく國家行爲を以て之を統御する所以なり之を明定せるものは大日本帝國憲法七十餘條なりとす

故に國家の存在するは吾々人民保護の爲めにして、國家は亦其機能を完うする爲めには正道を要し、吾々人民は國家の保護を受け此世に生存し太平を嘯ひ安寧に沐浴し平穩無事に起居眠食するを得るものなれば、國家に對して人民たるの本務を盡さるべからず是れ恰も一家に於ける子女の父に於けるが如く父の子女に於けるが如しと知るべきなり

以上講じ来る所を以て諸子は既に國家及國家と吾々人民との干係を詳悉せられたるなるべし、特に我帝國は恐れ多くも天祖の開き給ひしより皇統連綿として歴世相繼かせられ、君上と臣民との干係密接なること父子の干係も亦曾ならざるものあり、換言せば君上は帝國の宗家にして臣民は分家末流に屬したるものなり、左れば吾々臣民たるもの、國家に對せる本務は海外他邦の比にあらざるの關係なれば吾人は粉骨碎身以て臣民たるの本務を盡さるべからざるものあり、吾々臣民焉んぞ此覺悟なきものあらんや

講 談

國家に對する臣民の本務

愛國の本務

愛國とは讀みて字の如く吾人か其己れの棲息する國土を愛するの謂にして一種特別の愛着心より發する所の情操なり、而して吾人か此國土に對するの情操は恰かも一私人か其自己の家屋に對する情操と同じ、蓋し吾人か此世に出てゝ人たるの道を竭さんとするに當り最大の目的を問はば何人も必我國家の安寧國運の隆盛を圖りて人世の幸福を享受せんとするにあるべく而して能く此目的を達せんには先づ吾人の一身一家より之を修め齊へさるべからず是れ近きより遠きに及ぼし小より大に進むの順序なればなり、左れば吾人が日夜汲々として各自の業務に従事精勵し常に家を想ひ内にあると外にあるとを問はず各自、其一家の安樂無事にして家運隆盛を祈らざるものなし、而して其此に至るの情想は何に出づるやと聞ふに即各自か其一家を愛するの至情より生ずるものなり、之れと等しく吾人

此國家を愛するの念慮も亦自己の存在する土地に附着して自然に湧出する感情より必然發生し來るものなり、而して其發生し來る愛國心なるものは吾人が一定の土地に永住し家を構し類族を組織し各自互に相來往し相親睦し君主あり政府あり制度あり歴史ありて一定の習慣風俗を爲したる所の情想の益發達して終に鞏固不拔となり來たりし者なり故に彼の水草を逐ふて轉々し若くは一時東西に移住するものゝ如きは決して確實なる此愛國心なるものあるとなし、是れ一定の土地を有せず一所に永住せざる等に由る、而して又此愛國を以て吾人の本務となさるべからざる所以の者は他なし、吾人臣民か其生息する國家を愛せざる時は如何に勇壯剛武の民力に富むも如何に豐饒殷富の土地を誇るも實に之を國家として永遠に維持し而かも益其光威を發揚して其安寧幸福を享受すべきの道あること無かるへきは當然の理義に屬すへければなり、是れ恰も一私人か活氣に富み豪富に驕るも其家を愛するの心切ならずは從て其財政紊亂して破滅の不得止るに至ると同じ、果して然らば吾人か一種言ふへからざる感情より湧出し來る所の愛國心なるものは吾人臣民か國家に對する隨一の本務にして吾人は須臾も之

を忘却すへからざるは勿論彌益進みて奮發し以て理義の至る所を察して確固不拔ならしめざるへからざるものと知るへし

凡そ吾人か既往の歴史に徴して一國興亡の事蹟を索ねは其原因國民元氣の消長に歸せざるものなく國民元氣の消長は即愛國心の厚薄如何に歸せざるものなし國民にして愛國心厚く且深ければ國民の元氣は昂り從て一國興り榮へ愛國心薄く且淺ければ國民の元氣は沮喪し從つて一國衰へ遂に亡滅す、古今東西其類例に乏しからず之を枚舉するに遑あらざるなり、會員諸子も既に熟知せらるゝ如く彼の世界文明の源泉開化の先導を以て自ら誇り人も亦之れを許したる希臘の今日微々として振はざるは抑も何んか故そや、豐饒殷富を以て宇内に知られし印度か英國の爲めに凌駕せられしは抑も何んか故そや、文武兩道を以て三たひ世界を支配し國勢殆んど匹敵すへきものなかりし羅馬の亡滅せしは抑も何んか故そや、近くは亦支那朝鮮等か他國より汚辱極まる行爲を受けつゝあるは抑も何んか故そや、之れ皆國民たるものか愛國の本務を完うせざるにあるのみ、反之彼の北米合衆國か僅々たる民衆を以て世界の王と自稱し其版圖の擴大日月の沒するを見すと

稱する英國の羈絆を脱し、嚴然獨立して國威益赫々たるは其原由即ち如何、地圖を播かは實に豆小大なる英國か歐洲列國を駕して勢威愈熾々なるは其原由即ち如何、國勢振はす人にも能く知られさりし露國か莫斯科に佛帝那翁を擊破し一朝にして頭角を歐洲列國上に擡げ爾來益威武を發揚しつゝあるは其原由即ち如何、歐洲中古に於ける葡萄牙和蘭等の勃興せしは其原由即ち如何、近くは獨逸か統一の實を揚げ伊太利の獨立せし等、其原由を詮し來れば好し英雄豪傑の續々輩出して國民を指導せしに由ると雖も而かも其根原は悉く其國民の愛國心に富み特に此本務を竭すを怠らざるに由らざるなし、是を以て之を觀れば其邦國の興亡は一に廣大の領土及其豐饒殷富に干せず又徒に兵器の多寡に歸せず英傑の存否にも基ひせず唯國民愛國心の深淺厚薄に存するを、然らば即ち凡そ國民たるものは其衷情愛國を以て本務とし其之を完うするに致々たらざるへからざるを祝んや吾人帝國臣民たる者に於てをや

我大日本帝國か開關以來實に二千五百有餘年の久しき未だ一回の外侮を蒙らす毫末の凌辱をも受けす上に萬世一系の君上を戴き嚴然として極東に地歩を占め

國威日を逐ふて益發揚しつゝあるは蓋し神國たる所以にして一國特得の最大名譽なりと雖も、而かも其之ある所以は上下一致君臣舉つて愛國を以て其精神とし魂魄とし來るの故に非ざるはなきなり、我國往古より聖主良臣勇將猛卒踵を接して出て以て斯念慮を煥發し國威を海外に輝かしたるもの枚舉に遑あらず、太古にあつては神功皇后在まして至尊の御身而かも女性を以て三韓を征服し賜へるあり、近古にあつては北條時宗か玄海灘に元寇を壓殺せしあり、又豐臣秀吉の朝鮮を討伐せし等皆是れ愛國の赤心に胚胎せざるはなし、更に又匹夫にして愛國の衷情を表出したるものを需めは是亦其人に乏しからず就中弘安の役河野通有か銳意奮發故山伊豫を出て身を九州の軍に投じて偉功を奏せし如き山田長政か單身異域(シヤムロ)に渡りて國威を昂揚せし如き其最も顯著なるものなり、夫れ斯の如くにして、我國威は熾々として上り來りしに特に一昨年端なく清國と兵火を交ふるに到るや斯念愈熾んに奮起し來り其結果は實に能く帝國の威武をして益熾如たらしむるに至れり

蓋し日清戦争の起るや、恐れ多くも今上陛下は 大露を廣島に進めさせられ日夜

國事に宸襟を悩まさせられ具さに艱苦を嘗めさせられて困難を臣民と俱にし給ひ、又各皇族の方々は卒先して東馳西奔或は征途に上り給ひ或は帷幕に參し陛下を補翼し奉り或は臣民を鼓舞獎勵して國難に赴むかしめ給ひ、遂に皇族の梁木たる有栖川宮北白川宮の二殿下は此國事に倒れ給ふに至れり、至尊を始め奉り皇族の方々既に然り、茲於乎臣民たるもの誰か憤慨愛國の至情を煥發せざるものぞ、左れば其身苟くも國家防備の榮職にある者は勿論將校となく士卒となく皆國家の爲めに死を期して難に赴き、又一般衆庶の軍に従ふ者をして内顧の憂なからしめんとし臣民公議の代表者たる立法議會は進みて軍資を賛決し且個人としては起居眠食を忘れて國事に力め貧富老少の差別なく或は献金を爲し或は勞力を捧ぐる等凡そ臣民か爲し得へきの事業は一として之を行はざるなかりき、嗚呼斯の如く君臣一致上下和合して天下何事か能く其目的を確達し得られざるべきの理あらんや、果せるかな日清戦争は其終局に於て終に十分の功績を奏し我威武を沿ねく宇内に發揮するに至れり、而して此結果を生せし所以の原由如何を鑑みは即吾人臣民か唯一の至誠愛國心を煥發したるに外ならざるなり

夫れ然り、然りと雖ども愛國なる情想は固是人々各自の良心に發生するものなるを以て、良心の迷惑と共に時に強弱あるを免れず而して其強弱は直に行爲の強弱に變轉するものなれば吾人は常に意を此點に注ぎ以て常に能く斯念を練磨誦著し苟も一旦事あらば遽然として悉く一致の行爲を施すの覺悟なかるへからず特に又其愛國心なるものは國運の消長に伴ひ時に之が盛衰を異にするものなきにしもあらずして、其旺盛なる時は愈其國威をして赫々たらしむべく若くは又之に反して其既に衰頹せるを挽回せんとする時に發すべきものなり、前者の場合にありては能く勇猛の氣進取の勢之か礎を作して愛國の情操は最勇壯に後者の場合にありては悲憤の氣忠節の心之か基を作して愛國の情操は最悲壯なるべきなり、彼の羅馬の勃興して頻りに世界を併吞せんとしたる時の如きは前者に屬し伊太利か埃國の羈絆を脱して國內を統一し列國內に立ちて獨立を完うせし如きは後者に屬するものなり

以上縷陳したる所により會員諸子は既に愛國心とは如何なるものなるか、愛國心の深淺厚薄は實に其邦國興亡の原素たると、及び國人たるものは之を養成するを

以て其本務となさるへからざる所以の理を了解せられたるなるへし、特に我大日本帝國今日の狀勢は更に其面目を新たにして萬邦と對峙し内は其兵備を整へ殖産興業富國の機關を備へ外は進取敢爲國威擴張の謀謨を盡し、以て我帝國をして世界に雄飛せしめ弱を扶け暴を壓へ以て覇を東洋に定め漸く萬邦を統御するの大位に當らんことを期すへし、嗚呼實に吾々臣民か數千年來の久しき既に養成し來りし所の愛國衷情の至誠即ち大和魂は今や益々之を煥發せしめて以て國威國光進歩を期圖して國利民福を鞏固にせざるへからず、是れ實に吾人か國家に對する至重の本務なるへし

教育に關する勅語に宣はく一旦緩急あらは義勇公に奉し云々と大哉言乎即ち吾々臣民に向はせ給ひ神國固有の國氣國性を存養し愛國心を煥發し益以て義勇忠節の心を奮起し、未だ曾て侵蝕の汚辱を蒙りしとなき天壤無窮の國土國家の意に解すへしを保持すへきの本務を訓へ賜ひたるものにして、吾々臣民たるものは終始之を服膺して本務を完うし以て國家に對して眞に帝國臣民たるの公道に欠く所なからんことを要す

講

談

國家に對する臣民の本務

國法を犯すべからざる事

總て物には秩序あり、規律あり、而して後物始めて其体をなすへく、物始めて其用をなすへし、而して此規律と秩序とを定むるものは即法なり、之と等しく、人には人の禮法なるものありて、互に相犯さず互に相悖らず、以て交際を圓滿にし、以て社會に共存することを得べし、又家には、家法なるもの存して、能く之を守り、上下相爭はず以て一家團樂の娛樂を稟るを得へし、又國には、各、國法即法律なるものありて、臣民各自は能く之を遵奉し、以て其堵に安んじ、以て國家の安泰を致し、上下相一致して和衷協同の實を擧げ、吾人が無病健康なる體軀と同一く、國家にして強固なる且健全なる、利害休戚を共にしたる一大團結と準致すへし、而して茲に法律と稱するものは、單に立法議會の協賛を経て發布せられたるものゝみを云ふにあらず、緊急勅令も、各行政廳より發する規則も、其他一般の訓令も、汎く之を總稱したるものと知

るへし、夫れ斯の如く、法律は國家を維持する畫一の綱領にして、臣民各自は必ず之に依りて以て各自の行爲を左右し、正道權利を保全し得るものなれば、則ち臣民各自は必ず之を守らざるへからざることを、實に又、各其國家に對するの本務（義務）なり。蓋し吾々臣民の意志は、時に熱情、或は利己心の爲めに、多少左右せられて多少其本來の良心を亡失すべき場合あるものなれば、其之を矯正し、或は制限して最も公平にして、且一般に利便なる方向に向はしめ、以て吾人をして各自平等の正道を保全し且之を履行せしむるものは法律なり。

抑も千種萬別、世間に起り来る百般の人事を規定し、或は之を保護し、或は不法の行爲に抵抗し、或は奸佞を摧破し、或は暴惡を誅戮して、畫一なる正義の下に屈伏せしめ、將來服従せしめて國家なる大團體結合共存の公益を害せざらしむるも亦法律なり、一國の体面を保ち一國の獨立を鞏固にし、一家の繁榮を致し、富強の實を致すも亦法律保護の結果、預りて大なりと云はざるへからず、左れば法律の國家に必須なること、恰も人に禮法なく、家に家法なくんは人々共存し、家々修齊すること能はざるに均し、故に苟も國家にして制定の法律なからんか、真正なる國家と認定する

こと能はざるのみならず、其臣民の行爲も亦公平一定の保全を享くこと能はず。良し又假令之あるにもせよ、吾々臣民にして能く之を遵奉するの道に暗く、暴横奸佞邪惡を肆にして社會に跋扈せんとするか、罪惡者其者等の一身の刈鋤し去られずんば、則ち其國家は忽ち紊亂し、遂に邦土と共に滅亡するにも至らん、是れ尙人の禮法を守らず家法を犯すと同一の結果に出で、身を滅し從て其家を保つこと能はざるにも同じと知るべし、然るに今若し之に反して、國に法律ありて吾人善く之を遵奉せんか、社會の規律及秩序を維持し、靖綏平和を保ち、各自其堵に安んじて、正道を履行して人間の福祉を増進することを得へし。

凡そ國法なるもの、國家存在に必要な言ふ迄もなく、其國家に通じ情況に應じて悉く正當なるものなり、而して國家法理の基く所は、彼の區々たる小理を以て推すへからずして、須らく一般の通義より推さざるへからざる所多しとす、如何となれば、各自の自由は實に貴重すべき正理なりとするも、己若し傳染病者たらんか、一定の制限内に其自由も縮少せられざるを得るか如く、又各自の所有權の貴重なることは當然なりと雖も、其任意に背き、鐵道布設軍港築造の爲には國家一般の

利益に關係して公用土地買上規則の制裁を受くるか如き敢て之を不正とすることを得ざるものなり、故に吾人は決して法律を不正なりとすることを得ざるものなり斯る理由なるを以て、法律なるものは其施行せらるゝ間は徹頭徹尾正當なるものなりとの覺悟なかるへからず、然れば苟も臣民たる者は徒らに法網を潜らんとするが如きとあるべからず其法律の正不正の如きは立法機關(貴衆兩議院)の外敢て之を論難すべきものにあらざるなり

吾人若し國家全般の利害を判別せずして、虛妄に之を論難する者に至ては是れ即ち國家社會を擾亂せしむるの原因を導くものと云ふの外なく、豈斯くの如くにして國家治まらんや、苟も國家治らすして、吾人か共存團結の目的を達し、真正なる存立を全うするを得へけんや、人或は謂はん、吾人か社會多數の遵奉せざる法律は少數の臣民豈に遵奉するの責あらんやと、此くの如きの言をなすは之れ頗る狂妄の至にして敢て之を論毀するの價值なきも或は世の誤解を慮り、今例を擧げて其非を一言せんに、例へば多數の臣民法律を冒して禁止の事業を營み、若くは納税に關して詐僞の届出をなし、或は納税の本務を全く怠るとあるも、之れか爲めに少

の良民は法律を冒し其本務を盡さずして可なるへきかと謂ふに、曰く否如此き場合と雖も臣民は依然として其本務として法理上に規定せられたるの責任を盡さざるへからざるは勿論、多數の犯罪者は當然其の處罰を免るべからざるなり、去れは此説の誤まれることは火を睹るよりも明ならん、要するに吾々臣民たるものは臣民の本務として總て國法は正當なるものと否とに係はらず、其施行せらるゝ間は終始之を遵奉せざるへからず、而して萬一法律にして正當ならざるものあるときは吾人は之を遵奉しつゝあるの間に於て立法機關の力を借りて之が改良修正を促し、或は停止廢棄等を請求し得るの道あるへし而して其之を爲さんとするには固より正當なる論評を用ひ、相當の敬禮を表し、一定の規則に従はざるへからず、既に此手段方法を確達したるの後始て其不當なるものは之を排除し、然る後吾人は之を遵奉すべき責任を免るゝことを得るものなり、否其不當なりと確定したる法律は、全く消滅するに至るべければ吾人は最早遵奉すべきと否とを論ずるの場合にあらざるべし故に吾人は法律の存在せる以上は必ず之を遵奉すべきものなりとの本義を忘却すべからざるなり、諸子も既に知らるゝ如く、雷名古今に噴々たる彼

アゼンの哲學大家なりしソクラテスが、往昔雅典共和政府の盛時に當り、一朝市民に冤訴せられ、正に生命を一毒の下に捨てんとするや、知己朋友皆勸むるに逃亡を以てし、判官獄吏も亦其の死刑を免かれしめんとするの意ありしも、彼れは毅然として之等を斥けて曰く、苟も國法によりて有罪とせられたる、此身を逃れんか、是れ國民至重の國法を破るものなりと、敢て聽かず、從容平然として刑に就きたるか如きは、臣民として法を守るの本務を完うしたるものにして、實に万世不磨の龜鑑と云ふ可し

今吾人の講述し來たるが如き理由なるを以て、諸子は已に法律の國家及び吾人との關係を了解せしなるべし、而して又其所謂法律と稱するものゝ種類甚た多しと雖も、畧之れを三種に大別するを得へし、即政法、刑法、民法、是なり、政法とは政府の体裁及政府と臣民との關係を規定するものにして、刑法とは政府又は臣民の正道權利を妨害するものを豫防し、或は既に妨害せしものを懲罰するものにして、民法とは吾々臣民相互の身分財産上等の關係を規定し、或は爭論を豫防し、或は既發の爭論を判定する等、何れも皆畫一にして公平の處置を執らしむべき、國家重要な機關なり

と心得ふべし

斯くて又去る明治二十二年二月十一日發布せられたる大日本帝國憲法は實に我帝國に於て至高至重なる大法にして、國家の精神たり、諸法律の基礎たるものなり、夫然り而して臣民が國家に對するの本務は、法律を遵奉することにして、就中其最大の本務は憲法を遵奉するに如くものなきか、故に是れ深く知慮すべきとす、故に苟も人にして憲法を遵奉せざるものは、是れ實に國家の精神を侮蔑するものにして、國家の精神を侮蔑するものは、即國家に抗敵する大逆人と云ふも、敢て過言にあらざるなり申すも畏けれど、勅語に常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒとあるは、即ち吾々帝國臣民たるものは、曩に至尊の欽定し賜へる大日本帝國憲法及諸種の法律を遵奉すべきことを訓へ給へるものにして、吾々臣民たるものは、須臾も此御大訓に違ひ悖らざるの覺悟なかるへからず

講

談

我國家に對する臣民の本務

兵役に服すること

夫れ上に萬世一系の 天皇を戴き、下に四千餘萬の民衆を以て組織したる、我が大日本帝國は實に吾人と一体分身なる國家團體なるべければ、苟も一朝國家に事あらんか、吾人は皆奮發して之に赴き提携して之に趨り、一喜一憂皆之を國家と共にせざるべからざること我が國體の自然に出で、全時に又國家は其日常自己の體面を維持し臣民の安寧秩序を保護する爲め法律の設ありと雖ども蓋し法律には自ら一定の範圍ありて、而かも自己以外の外國より時に凌辱或は侵害等を加へられんとするに會し、能く毅然として我が體面を保持し國威を失却せざらしめんとせば必ず之を有形上の兵力に訴へ以て此等不逞の徒を膺懲せざるべからず。而して此兵力應用の結果たる戰爭は實に國家が其存立上に於ける最良終局の手段なることは蓋し國と國との間に葛藤を生じ、甲乙論駁紛紜の底止する所を知らずんば

竟に之を腕力の競争に訴へざるべからず而して此場合に於て人々との紛争は
 國に法度ありて之を裁決し得べきも國と國との紛争に至ては之を處理すべきの
 法庭なきを以て實に戦争は天下の公律にして威力の裁斷なり而して國權を維持
 する無二の方便なり若し專縱我を待し傲慢我を遇するの國あらば則ち進みて之
 を責め且つ我を挫かんとする彼れの志を折じく嚴正の方法にして國際上到底免
 るべからざる所のものなれば古往其蹟を絶たず今來も亦屢々發生するならん是
 れ國家に兵備の忽諸に付すべからざる所以にして、近く我が清國との交戦は其最
 近の實例にあらずや、此時に當りて我若し充分の兵備なくんば何ぞ能く彼れが倣
 慢專縱の行を挫き我が國權を維持することを得べけんや。
 夫れ然り而して吾人は此國權防備の本務(兵役の任務)が又如何に國家に必要な
 と全時に一般に通じたるの本務なるかを論述せんに、抑も國家が其体面を保持し
 他の侵害を壓迫し我が威權を失墮せしめざるは其終局兵備の如何に存すべきを
 以て、既に兵備が國家と至大の關係あるは勿論又國家が之を一般に通じたるの本
 務とするの義は蓋し吾人は實に國家と共に一體分身なるべく而して其休戚榮辱

は始終國家と相關聯して分離すべからざるものなるを以て、只に吾人が此本務(兵
 役)に服従すべきのみならず、我が天皇陛下は實に大元帥として親ら陸海軍を統
 御し給ふにあらずや、斯かれば則ち吾人臣民たる者が此本務に服従すべきことは
 一に法律の強制に出でたるものにあらずして寧ろ上下に通じたる國体の自然に
 出で斯國家を保護すべき最良の方法たるべければ豈自ら進みて奉公の大義を全
 ふせざるべけんや、然るに世間往々此理を誤解し、此至重至大の任務を忌避せんと
 せし者等昔時に之ありと聞きしも、今や則ち無かるべし、思ふに我が帝國が一旦崩
 然として其頸角を東洋に顯はし、既に世界有數の龐大國(清國)を膺懲し來たりしが
 如きの今日に在りて誰か再び各自が國家防備の至重を忘れ昔時に曾て聞きしが
 如き蒙昧幼稚の舉動あるべけんや。
 惟ふに國家に兵備の必要あるは、恰も各家に門戸の必要あるが如く、國家に城塞軍
 艦の要あるは猶各家に鎖鑰牆壁の要あるが如し、兵備ありてこそ國家は外寇侵害
 の辱を受けず門戸ありてこそ各家は偷盜侵入の難を蒙らざれ、若し夫れ之に反し
 て各家に鎖鑰牆壁なくんば常に盜賊の患害絶へずして安居の餘地なく國家に城

塞軍艦なくんは常に外寇侵掠の憂患絶へず、遂に吾人は其堵に安んずること能はざるのみならず、外國との交通貿易及び海上權等を保持すべきの道なきに至るべし。加之ならず將來我が帝國の形勢を観察せよ、其外交日々に頻繁を來さんとし海上權は遠く臺灣の新領地に延長せり、是れ實に我が兵備を整へ、殖民事業に航海事業に平時は以て交通貿易の保護に熱中して、富國の策を講じ、戦時は以て彼の兇暴の敵手を撃退して邦土を保護し進みて我が海上權を侵害せしめざるのみならず、寧ろ敵海を侵略し敵國を攻略して我が邦土及び海上權等を擴張し以て國家自衛の道を講せざるべからざる時なることを忘るべからず。論じて是に至れば吾人は實に兵備が平時と戦時とを問はず總て國家の存立上に於ける至大の一要素たることを知悉するに躊躇せざる所なり。

りて其議論を公明正大に装ふと雖ども皆陰には禍機を蓄へ暗に強暴傲慢以て露隙を窺ひ豹狼の慾を逞ふせんと期する者なきにしもあらざるの趨勢なるに於てれや、今若し果して如斯んば國家有事の禍機夫れ何れの邊に爆發し來らんも未だ知るべからず、蓋し事端の啓發するや啓發の時に啓發するにあらずして猶遠く其以前に胚胎すべければ吾人は之を過去の事歴に徴し現在の情況に察し以て後來を慮るにあらずんば他日臍を噛むとも終に及ぶことを得べけんや、古に曰く治に居て乱を忘れずと蓋し不朽の格言なり、誰か知らん今日太平の治世は明日慘憺たる風雲と化し去らんも未だ測るべからざる宇内の形勢なると全時に彼等が兵備の充實武技の練磨に維れ日も足らざるは蓋し其期する所夫れ何れの邊に在るやを深く思はざるべけんや。

今夫れ我が帝國の形勢は屹然として太平洋上に雄視し、四面の環海は以て天然の要害を爲すと雖ども日進月歩の趨勢と共に兵器の進歩も亦頗る顯著なれば終に天然の要害も恃むに足らざることを、近く彼の旅順口、威海衛等が天然の要害を以てせしも容易に我が軍の爲めに攻略せられたるが如き、蓋し此等の陷落をして容易

ならしめたるものは實に兵器のみにあらずして又我が兵士の字内に比類なき忠節勇壯剛武の結果に出でたること明かなるべしとするも、兵術の進歩實に今日の如く顯著なるにあらずんば何ぞ容易に如此き迅速の効果を奏することを得べけんや、然らば則ち吾人と雖ども豈獨り天險要地を以て自ら恃むことを得べけんや、深く鑑みるべきなり。

抑も我が帝國開闢以來 上に聖明歷代の 天皇陛下ましまし、下に祖先以來忠良なる民臣ありて皆能く兵役の本務に服従し、敢て外侮を蒙りしことなきのみならず、近く清國との交戦は實に我が帝國の面目をして炳然列國の視線を集注せしむるに至りければ、今後吾人は益々進みて雄を五州に競ひ、弱を東方に樹て、以て我が帝國及東洋の保護に盡せし、猶人種の競争場裡に立ちて、白哲人種と生存競争の活劇を演ぜざるべからざるの期なきを知らんや、今や我が帝國の威武は駭々として日と共に昇れると全時に更に他の一方に在りては又彼等をして層一層猜忌の執念をして増進せしめたるやも未だ測るべからざるなり。

等豈従前の形体に一任することを得べきものならんや、須らく吾人は益奮勵して兵備の充實に移りて我が帝國を保護し東洋の平和を持続し更に異日人種の競争場裡に立つの覚悟なかるべけんや、從來我が國民固有の特性として機に臨み變に應じ其身命を擲ちて奉公の途に進み其忠節を全ふしけるは蓋し萬世に磨滅せざるの美德にして遠く之を古に求むるの必要なく近く之を日清戦争に徴するも我が兵士が湖北沔陽の域に在りて其身体已に疲憊し果したりし者と雖ども 天皇陛下の御爲なり國家の爲なりと聞かば衰軀忽ち奮起して立ち或は彈丸其肝腦を貫き死に瀕するも猶 天皇陛下の萬歳を唱へつゝ、瞑して更に遺憾なきは實に我が神洲國民固有の特性たること誰か之を知悉せざる者あらんや、彼の口を開けば權力の自由を談じ自己の性命身体財産等の貴重を説くを知て却て其國家君上の尊貴をも忘却し恬然敢て顧みざるが如き者に比せば豈全日の議論ならんや、斯れば則ち吾人が國家に對して兵役の本務に服従し以て其兵備をして完全ならしむることは實に我が國家の干城たり鐵艦たると敢て異なる所あらんや、惟ふに目今の徴兵制度に於ける現役三ヶ年の期間の如き強ち處世上の短日月に非ずと

するも、是を以て我が帝國が宇内に對峙し永久の平和を持続すべき唯一の方策たるに於ては豈に之を吾人が茫々たる一生涯の長日月と對比することを得べけんや、蓋し國家が其体面を維持し實体を保全すべき爲め兵備をして充實せしめたる以上は時に或は戰爭を發生せざるべからざるを期し難きこと自然の狀勢なりと雖も、而かも其戰爭が實に人生悲惨の事實を發生すべきを以て時に或は之を廢絶せざるべからずとの論策を出す者なきに非ずと雖も、是れ自ら別問題にして、今若し吾人が務めて其反對者(敵國外患等)の衝突を避ることあらんとするも彼の能く之を肯するや否や未だ知るべからず故に此の如きの論は徒に一種不確實なる人人の希望と看過するの外なく、寧ろ吾人は其反對者の衝突を避けんが爲め却て其慘況をして抗抵抗力なき無能力者(兵士外の子女等)に迄及ぼさしむべきが如きの愚を爲すものならんや、是を以て之を觀れば吾人は寧ろ進みて彼の兇暴者(敵を以て我が境域内に進入せしめざるの策抵抗)を執るのみならず更に敵を擊退して之を彼自身の境界内に縮退せしめ復び出づること能はざらしむるの優れるには如かざるなり、是れ則ち宇内列國が各々相競ひて日夜兵備の充實に汲々し惟れ日

も足らざると全しく、吾人が今後の對立方略と雖も亦更に數層の兵備を整頓せざるべからざること日を觀るより明かなるべし、事苟も能く此の如くに至らば我が國家眞に列國對峙の實を鞏ふし以て國力平均の結果は遂に世界の戰爭をして安起せしめざるに至り、平和の永久を維持し交通貿易の擴張、事業の發達、日を期して待つことを得べく、内外爲めに其慶福に頼らざる者なきに至らん、是を以て之を觀れば吾人が所謂兵備の必要なる事實は一に彼の攻伐掠奪的の謂のみに非ずして、寧ろ彼我列國の紛爭をして減少せしめ平和を永久に維持すべき良好の方略たることを知るに足らん、終に臨みて吾人は現今宇内に於ける我が帝國の形勢を猶細言せんに、其形恰も飛龍の雲間に在るが如く實に太平洋上に雄視し、風土氣候其宜しきに適ひ、地味豊饒にして海陸の天産に富み、而かも田野の穀菜、環海の漁獵は、吾人の需用に供給して餘あるのみならず、特に征清の結果としては、遂に臺灣の新領土を加へ、更に幾多の土地臣民を増加し海上權を擴張し來れり、剩へ日本民族は古來勇壯剛武の氣象に富み、忠君愛國の精神に厚く、博愛同仁の情操に充たされたり、是れ寔に吾人を促して、爾來益々其雄圖を壯大ならしめんとする自然の趨勢なる

62
380

(二三)

講

談

にあらずや、

勅語に

「。旦。緩。急。あ。れ。ば。義。勇。公。に。奉。じ。」と宣はせ給へるおと、豈至大の聖旨にあらずらんや、深く思ふべきことにこそ。

二

終

